

まちづくりの大綱 4 全ての人が元気に活躍できるまちづくり

基本施策 1 市民主体の健康づくり【健康・医療】

主要施策 1 健康づくりの推進

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を高め、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた取組を推進し、健康寿命を延伸させ、平均寿命に近づけることを目指します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
健康寿命と平均寿命の差	市民の健康寿命(A)と平均寿命(B)の差	男性：△1.8歳 (A)79.3歳(B)81.1歳 女性：△3.7歳 (A)84.1歳(B)87.8歳	男性：△1.8歳 女性：△3.7歳 以下

現状と課題

- ①「自分の健康は自分で守り、つくる」という「妙高市元いきいき健康条例」の基本理念の実現に向けて、健康づくりリーダーや食生活改善推進委員と連携し、生活習慣病予防のための運動習慣の定着やバランスのとれた食生活についての普及啓発などに取り組んできましたが、運動習慣の定着率は依然として低い状況にあることから、個人的な活動と地域活動の両輪で運動習慣の定着率向上に向けて取り組んでいく必要があります。また、本市の自殺死亡率が国・県の平均より高い状況であることから、こころの健康づくりを継続していく必要があります。
- ②生活習慣病の予防や特定保健指導等による重症化予防に取り組んだ結果、予防可能な生活習慣病にかかる医療費の割合は減少傾向にありますが、介護給付費は増加傾向にあります。特に介護申請の大きな要因の一つである認知症は、発症の低年齢化が課題となっているため、認知症の発症に影響を及ぼす肥満や高血圧、糖尿病、口腔疾患などの発症や重症化予防に引き続き取り組んでいく必要があります。また、本市の総医療費のうち悪性新生物(がん)の治療に占める割合が高く、特に胃がんと大腸がんの死亡率は、全国に比べて高い状況にあるため、がん検診の受診勧奨を積極的に行い、早期発見・早期治療につなげる必要があります。

施策の内容

①市民の主体的な健康づくりの支援

- 生活習慣病の予防に向けて、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活の実践など、市民が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう、健康情報の発信や健康づくりリーダー等による健康増進の取組の支援など、市民の健康づくりへの意識の高揚を図ります。
- 地域における健康づくり活動の中心的な役割を担う健康づくりリーダーや食生活改善推進委員の養成・育成を図るとともに、こども園・保育園、学校、事業所、地域などの健康づくり関係者や関係機関とも連携し、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整えます。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、関係機関と連携し、こころの健康づくりの正しい知識の普及啓発や、こころの不調に気付いたときの各種相談窓口の周知など、相談や受診につなげる取組を継続します。

《 関連するSDGsの目標 》



②生活習慣病の発症・重症化予防の推進

- 待ち時間が少ない予約健診の周知・拡大や市民特定健診・がん検診等の受診しやすい環境づくりを進めるとともに、未受診者に対する積極的な受診勧奨を行い、受診率のさらなる向上を図ります。
- がん予防に関する知識の普及・啓発に一層努めるとともに、大腸がん撲滅キャンペーンの継続や胃がんのリスクを確認するピロリ菌検査など、がんの早期発見・早期治療を推進します。
- ライフステージに応じた各種歯科検診や保健指導を実施するとともに、口腔内の健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、口腔疾患の予防に取り組みます。
- 糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、かかりつけ医と連携した保健指導に積極的に取り組むとともに、大学や関係機関等とも連携し、消化器疾患の発症予防の対策を進めます。また、国民健康保険だけでなく、被用者保険も含めたビッグデータやICTを活用した健康管理、健康寿命延伸に向けた施策を検討します。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	生活習慣病予防のための運動習慣の定着率(65歳以上の男性)	国保特定健診及び市民健診を受診した65歳以上の男性のうち1日30分以上の運動を週2回以上実施し1年以上持続している人の割合	43.3%	58.0%以上
②	特定健診受診率	国保加入者のうち特定健診を受診した人の割合	58.3%	60.0%以上
②	特定保健指導実施率	特定保健指導該当者のうち保健指導終了者の割合	61.4%	65.0%以上
②	肥満者の割合(20～69歳の男性)	国保特定健診及び市民健診を受診した20～69歳の男性のうちBMI25以上の人の割合	31.0%	31.0%以下
②	脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全の総医療費に占める割合	国保総医療費のうち脳血管疾患・虚血性心疾患・慢性腎不全にかかる医療費の割合	5.41%	5.41%以下

関連する個別計画

- 第2次妙高市すこやかライフプラン21(平成25年度～令和4年度)
- 妙高市国民健康保険 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)
- 第3次妙高市食育推進計画(平成29年度～令和3年度)
- いのち支える妙高市自殺対策計画(令和元年度～令和5年度)
- 妙高市歯科保健計画(平成25年度～令和4年度)

主要施策2 地域医療体制の確保

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 市内病院の医療提供体制を維持していくため、医師確保に取り組むとともに、上越地域全体で連携して、地域医療を支える体制づくりを進めます。また、市民の休日夜間診療所、救命救急センター、救急車の利用など救急医療体制^{※1}への理解を深め、上越地域全体の救急医療体制の維持に努めます。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
上越地域の医療機関利用率	市民意識調査における回答の割合	96.5%	96.5%以上

現状と課題

- ①全国的な医師の偏在が問題となる中、本市においては医師の確保が困難な状況にありますが、市民が安心して診療を受けられる体制を維持していくため、常勤医師の確保や病院運営を支援する必要があります。また、将来の人口動態等を踏まえながら、二次保健医療圏^{※2}である上越地域全体で病院間での連携や機能分担を行い、地域完結型の医療提供を行うことが求められています。
- ②軽症患者が休日や夜間に救急患者受入病院や救命救急センターを利用することにより、本来これらの病院での治療を必要とする救急患者への対応に影響が出ているとともに、病院運営や医師、救急隊員の負担増大につながっています。そのため、県や関係機関と連携しながら、適切な利用について市民へ普及啓発を行う必要があります。

施策の内容

①市内病院等の医療提供体制の維持

- 将来を見据えて、市内の医療提供体制を維持するため、大学医学部との連携を図るとともに、医師確保に向けた修学金制度など、医師確保のための手段や手法を検討します。
- 増加する外国人観光客が安心して来訪していただけるよう、スキーシーズンの整形外科医の確保などについて、各病院や地元等と連携して取り組みます。
- 県地域医療構想を踏まえ、病床数見直しによる機能転換など医療提供体制の維持に取り組む市内病院に対し、設備機器の更新費や運営費などを支援します。また、上越地域全体で地域医療を支える体制づくりを進めるとともに、県や厚生連等との連携を深め、市内病院の存続と診療科目の維持に取り組みます。

※1 救急医療体制…第一次救急医療(初期)は入院や手術を伴わないもの、第二次救急医療は入院を要する救急医療、第三次救急医療は救命救急センターなど重篤患者に対応するもの。

※2 保健医療圏……一次保健医療圏は市町村単位、二次保健医療圏は比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる単位のこと。

《 関連するSDGsの目標 》



②救急医療の連携体制の維持

- 上越市や関係機関と連携を図りながら、救急患者受入病院の運営費への支援等を行い、休日や夜間において救急医療が必要な患者の受入体制を維持します。
- 市民へ救急車の適切な利用方法の意識啓発を行い、救急患者受入病院等における軽症患者の時間外受診の低減を図り、救急医療体制の維持を目指します。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	市内病院数	市内における病院数(けいなん総合病院・県立妙高病院)	2病院	2病院を維持
①	市内病院の常勤医師数	安定した医療提供体制維持のためのけいなん総合病院・県立妙高病院における常勤医師数(研修医除く)	15人	16人以上
①	市内病院の診療科目数	けいなん総合病院・県立妙高病院で開設されている外来診療科目とリハビリテーション科の合計	13科目	13科目以上
②	救急医療を担う病院の数(第二次救急医療体制)	妙高市・上越市において救急医療を輪番制で担う病院の数	7病院	7病院を維持
②	救急搬送数に占める軽症者の割合	妙高市・上越市の救急搬送数に占める軽症(入院を要しない)者の割合	46.4%	46.4%以下

関連する個別計画

- 【 県計画 】新潟県地域医療構想(平成29年度～令和7年度)

基本施策2 全てを支える地域福祉づくり【福祉介護】

主要施策1 介護予防・高齢者福祉の充実

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防や社会参加、生きがいの充実を図るとともに、地域や関係機関との連携により、高齢者を地域全体で見守り、支え合う体制を強化するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
要介護認定率	65歳以上人口における要介護認定者数の割合(予測される増加を抑制)	20.1%	22.0%以下 (予測値は22.8%)

現状と課題

- ①高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活が送れるよう、健康長寿を目指した介護予防に取り組んでいますが、高齢化の進行により、要介護認定者は、年々増加しています。このことから、要介護状態にならない元気高齢者を増やすとともに、要介護認定者にとっては、その状態を維持・改善できるよう市民の主体的な介護予防・元気づくりを強化する必要があります。
- ②高齢化の進行により、家族や地域における相互扶助の機能が低下している現状を踏まえ、地域や関係機関などと連携し、買い物や移動などの生活支援サービスの提供体制について検討していくとともに、高齢者が生きがいや役割をもって生活し続けるための体制づくりや地域活動の支援に取り組んでいく必要があります。
- ③一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携や認知症初期支援チームの運営など、より一層支援体制の強化を図る必要があります。

施策の内容

①市民の主体的な介護予防・元気づくりの推進

- 介護予防・元気づくりを我が事として考えるための普及啓発や介護予防サポーターなどの地域人材の育成を進めるとともに、介護予防サポーターや専門職と連携し、「地域の茶の間」など身近な通いの場における介護予防活動につなげながら、フレイル[※]予防などの主体的な取組を促進します。
- 虚弱高齢者に対しては、筋力の維持向上や閉じこもり予防など、有する能力に応じたサービスを提供し、社会参加や自立を促します。

※ フレイル…健康と要介護状態の間である虚弱といわれる状態のこと。フレイル予防には、「栄養」「身体活動」「社会参加」の3つが重要であるといわれている。

《 関連するSDGsの目標 》



②地域での安心な暮らしと生きがいづくり

- 高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を強め、生活支援ボランティアなどが活躍できる場の創出やインフォーマルサービス※による生活支援体制の充実に取り組みます。
- シルバー人材センターの運営への支援など、高齢者が持つ経験や知識、技能を生かして活躍できる就業環境づくりを推進します。
- 高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、老人クラブ活動を支援するなど、生涯学習や健康づくりへの参加機会の拡充に努めます。
- 地域課題を我が事として考え、主体的に解決していく地域づくりを進めるため、地域ケア会議の開催や地域づくり協働センターとの連携により、主体的な地域活動を支援します。

②在宅医療・介護連携の強化

- 人生の最終段階まで、本人の意思を尊重した生き方を支援するため、上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会の活動を通し、入退院時における連携や看取り支援を強化するとともに、介護が必要になるときの本人・家族の心構えについて、市民啓発を推進します。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者等を地域全体で見守り、支える意識を高めるとともに、認知症になっても役割や生きがいをもって生活ができる環境づくりや、安心して自立した生活が可能となる入居施設の整備を検討します。
- 認知症高齢者など判断能力が低下したかたの権利を護るため、法人後見制度を含めた権利擁護の推進体制を整備します。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	訪問型サービス・通所型サービス利用者の改善・維持率	訪問型サービス・通所型サービス利用者のうち状態が改善・維持している人の割合	97.5%	97.5%以上
①	地域の茶の間実施数	月2回以上開催している地域の茶の間の実施箇所数	32地区	38地区以上
②	生活支援ボランティアの登録支援者数	社会福祉協議会において生活支援サービスを提供する有償ボランティア数	55人	80人以上
②	地域課題の解決を検討している地区の数	地域ケア会議の開催により課題の共有と解決を検討する地区の数	2地区	10地区以上
③	入退院時支援など在宅医療・介護連携が円滑に行われている割合	介護支援専門員へのアンケート調査	63.8%	70%以上

関連する個別計画

- 第7期妙高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)
- 第3次妙高市地域福祉計画(平成30年度～令和2年度)

※ インフォーマルサービス…公的なサービス以外のもので、家族や友人、地域住民、ボランティア団体、NPO法人などによる支援のこと。

主要施策2 障がい者福祉の充実

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 障がい者(児)が、自分らしく生きがいをもって、住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、多様化する支援ニーズに対応したサービスを提供するとともに、障がい者やその介護者の高齢化などを見据え、地域で支える仕組みの構築を目指します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
障がい者のサービス利用割合	手帳保持者のうちサービス等利用計画を作成した人数の割合	21.5%	26.6%以上

現状と課題

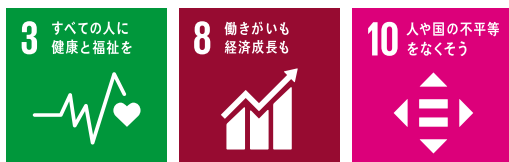
- ①相談窓口の開設や相談員の増員など、障がい者(児)の支援体制の強化に取り組んできましたが、福祉サービス以外の医療や家族関係、社会参加、経済的な相談など、内容が複雑化してきており、相談後の関係機関との調整などにも時間を要しています。特に、障がい者の高齢化に伴う重度化や介護する家族の高齢化、親亡き後の問題など、障がい者(児)を取り巻く環境は年々厳しくなっていることから、障がい者(児)が自立し安心して暮らしていくための支援体制の構築が求められています。
- ②障がい者(児)の暮らしの場となるグループホームの整備や活動の場となる就労支援施設などの整備を実施してきましたが、市内に重症心身障がい者(児)等に対応した生活介護施設がないことから、近隣市と連携し、広域的な施設利用を推進する必要があります。また、支援ニーズが多様化していることから、適切な福祉サービスを提供するための相談支援専門員や手話奉仕員等の育成、確保が必要となっています。
- ③障がい者の経済的自立に向けて、新たに就労支援施設が整備されるなど、就労支援の拡充により、平成27年度以降18人と多くの就労に結び付きましたが、就労支援施設で得られる工賃と障害年金では自立した社会生活を送るのに十分でないかたもいることから、障がい者の就労機会の拡大や工賃アップに向け、さらなる取組が必要となっています。

施策の内容

①相談支援体制の充実と地域で生活できる基盤づくり

- 障がいの種別や多様な支援ニーズに応えられるよう、夜間等の緊急時の対応など相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者(児)が「親亡き後」でも地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、緊急時の受入体制の確保、体験の機会や場の提供、地域の体制づくりを行うとともに、医療機関をはじめとする多職種との連携強化を図るなど、包括的な生活支援拠点の整備を進めます。

《 関連するSDGsの目標 》



②障がい福祉サービスの充実

- 障がい者(児)の自立した生活を支援するため、ニーズに応じて住環境の整備を継続するとともに、近隣市などと広域的に連携し、重症心身障がい者(児)等に対応した活動の場の提供に向けた検討を進めます。
- 障がい者支援事業所や居宅介護事業所等と連携しながら、相談支援専門員の確保と適切なサービス等利用計画の作成に努めます。
- 手話言語条例を制定し、手話奉仕員の確保や通訳の派遣等を進めるなど、障がい者(児)を身近で支え合える体制づくりに努めます。

③就労支援サービスの充実

- 就労意欲のある障がい者が一般就労できるよう、障がい者就労支援施設、生活困窮相談支援員、企業等と連携し、「障害者トライアル雇用^{*}」の活用など、就労体験等の機会の充実を図ります。
- 総合支援学校卒業後の就労支援のため、障がい者就労支援施設、ハローワーク等と連携した支援を行い、義務教育から就労までの一貫した支援に取り組みます。
- 就労に必要な知識や能力の向上に向け、就労支援施設での訓練内容の充実が図られるよう支援を継続するとともに、工賃アップに向けて、障がい者福祉施設ワーキングネットワークを主体とした受注の拡大を図ります。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	障がい者相談室の相談件数	市障がい者相談室と市外事業所(委託先:上越市)の相談延べ件数	2,926件	3,000件以上
②	市内の相談支援専門員の人数	相談支援専門員の資格取得者数	3人	6人以上
②	手話奉仕員の人数	妙高市手話奉仕員認定者数	3人	5人以上
③	市内就労支援施設利用者の工賃月額	就労継続支援B型利用者の作業工賃月額平均	16,245円	19,000円以上
③	就労移行率3割以上の事業所数の割合	市内の就労移行支援事業所数のうち就労移行率が3割以上の事業所数の割合	66.7%	66.7%以上

関連する個別計画

- 第4期妙高市障がい者福祉計画(平成30年度～令和5年度)

^{*} 障害者トライアル雇用…障がい者を原則3カ月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしてもらうことを目的とした制度のこと。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができる。

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 生活保護受給者や生活困窮者の個々の状況に応じた包括的な自立支援を実施し、経済的・社会的自立を促進します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
生活保護受給者の割合	推計人口に対する生活保護受給者の割合(千分率表示)	8.28% 【パーミル】	7.93% 以上

現状と課題

- ①生活保護受給者の自立を促進するため、生活困窮相談支援員による就労支援に取り組んだ結果、就労可能なかたの就労に一定の効果を上げてきました。しかし、就労に対する戸惑いや不安などを抱え、就労が定着せずに自立が難しい状況にあるかたも多いため、個々の状況に応じた就労支援が必要となっています。また、生活保護受給者の健診(検診)受診率は低く、疾病が重症化し、医療扶助の増嵩につながっていることから、自らの健康管理の意識を高めていく必要があります。
- ②生活困窮者の多くは就労に関する問題だけでなく、生活面や社会面に関する複合的な問題を抱えていることから、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要があります。ひきこもりのかたについては、民生委員と連携しながら自立に向けた支援に取り組んできましたが、ひきこもりの長期化・高齢化による「8050問題※」が顕在化してきていることから、早期の社会復帰に向けて、相談窓口の周知を図るとともに、自立支援制度による積極的な支援につなげていく必要があります。また、支援には家族からの積極的な働きかけも不可欠なことから、さらに家族の理解を促していく必要があります。

施策の内容

①生活保護受給者に対する就労支援と健康管理支援

- 支援対象者に対してきめ細やかな就労指導・助言を行うとともに、就労後のフォローアップを行いながら就労の定着化を図り、経済的自立による生活保護世帯の減少と保護費の縮減につなげていきます。
- 医療扶助の削減を図るため、生活保護受給者の健康保持・増進を図るとともに、健診(検診)の受診勧奨を徹底し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

※ 8050問題…長期間の引きこもりをしている50代前後の子どもを、80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する問題のこと。
ひきこもりの長期化・高齢化により、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるなどの深刻なケースが目立ち始めている。

《 関連するSDGsの目標 》



②生活困窮者、ひきこもり等に対する自立支援の推進

- 寄り添い型・伴走型の支援を基本に、カウンセリングや民間企業等での就労体験などを組み合わせ、個々の状況に応じた支援プランを作成し、きめ細やかな支援を行います。
- 民生委員と連携しながら、ひきこもりのかたの実情に応じた支援を行うとともに、国・県の動きと連動する中で、適切な相談・支援機関へつなげるなど、共に支え合うつながりづくりを進めます。
- ひきこもりの問題を抱えている家族への支援として「ひきこもり家族の集い」を開催するなど、同じ悩みを持つ家族同士が話し合い、気持ちを共有することで悩みや不安の軽減を図ります。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	就労支援による被保護者の就労者数の割合	支援対象者に対する就労者数の割合(年度末現在)	56.0%	80.0%以上
①	就労支援による保護廃止件数	就労支援による就労をきっかけとした保護廃止件数	1件	3件以上
②	支援プラン作成件数に対する就労者数の割合	生活困窮者等自立支援事業における支援プラン作成件数に対する就労者数の割合	50.0%	79.0%以上

関連する個別計画

- 妙高市地域福祉計画(平成30年度～令和2年度)

基本施策3 住民主体の地域づくり【地域づくり】

主要施策1 地域コミュニティの維持・再生

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 市民、地域、市民活動団体、企業などと行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、地域の将来を見据えながら当事者意識を持って地域課題の解決に取り組む地域コミュニティの維持・再生を目指します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
地域運営組織※の設立・運営数	地域住民が中心となって地域の課題解決に向けた取組を始めた組織数	4組織	4組織以上

現状と課題

- ①これまで各地区の地域づくり活動団体を中心に、地域コミュニティ活動の推進を図ってきましたが、空き家や里山等の財産管理といった新たな地域課題の発生や、支援が必要な高齢者等の見守りや雪処理、通院等の生活支援に関わる需要が増加するなど、より住みやすい地域とするための地域コミュニティ活動に求められる役割が増えてきています。将来にわたって住みやすい地域としていくため、自治会や町内会の機能を補完しつつ、地域で暮らす住民の生活を住民同士で支えるための新たな仕組みである地域運営組織の形成が求められています。
- ②高齢化の著しい中山間地の地域力の維持・活性化を図るため、地域のこし協力隊の配置や地域サポート人による支援等に取り組んできましたが、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、中心部も含め、一部地域では住民相互の支え合い、助け合いや地域を守る共同活動の実施が困難になってきていることから、将来を見据え、地域の中心となって活動をコーディネートできる人材の育成や市民活動団体等の活用などにより、地域の活性化を支援していく必要があります。

施策の内容

①地域住民が主体となった地域運営組織の形成

- 隣近所の助け合いや支え合いなどの生活支援、空き家管理等の新たな需要に対応するため、地域住民が主体となって地域の課題解決に向けて取り組み、生活に必要な営みを住民同士で支え合う地域運営組織づくりを進めます。
- 地域会議への参加や学習機会の提供などにより、住民自らの手で課題を解決するための意識改革を促進するとともに、地域の先進的な取組を全域に浸透させ、地域課題解決のための主体的な取組の拡大を図ります。

※ 地域運営組織…地域の生活を守るため、地域住民が中心となり、地域内外の団体等が参加する中で、描いた将来ビジョンに基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

《 関連するSDGsの目標 》



○地域実態を把握し、ニーズに即した支援を行うとともに、単独の地域だけでは課題解決が困難な場合においては、地域の枠を越えた広域的な連携による助け合いのほか、地域づくり協議会や自治組織の再編等の検討を地域と共に進めます。

②地域を担う人材の育成と市民活動の支援

- 地域住民の主体的な活動を推進していくために必要な人材を発掘するとともに、必要に応じて、地域のこし協力隊等の外部人材を配置しながら、住民主体の地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域ごとに異なる地域課題に即して、地域と専門的な知識や経験を有している市民活動団体等とを結び付け、多様な主体によるネットワークづくりを行い、地域課題の解決を図ります。

【 施策の目標値(施策の内容) 】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	全住民アンケート等、地域の課題把握を行った地区数	地域課題を把握するために活動した地区数	3地区	14地区以上
①	課題解決のための将来ビジョンを策定した地区数	課題解決に向け、今後の方向性を明確にした地区数	1地区	14地区以上
②	地域づくりコーディネーターの数	地域活動のリーダーであるコーディネーターの数	—	28人以上
②	市内で活動する市民活動団体の数	市内で活動するNPO法人数	23法人	30法人以上

関連する個別計画

- 妙高市地域コミュニティ振興指針(平成29年度～令和3年度)

主要施策2 移住・定住による地域の維持

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 「豊かな自然環境」、「快適な居住環境」、「充実した子育て環境」など、妙高暮らしの魅力や移住・定住に対する充実した支援体制を積極的に発信し、移住を希望されるかたに選ばれ、住み続けられる環境づくりを進めます。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
移住支援窓口を通じた移住者数	移住支援窓口を通じて市外から移住した人数(平成26年度からの累計)	437人	1,090人以上

現状と課題

- ①住宅取得等への支援や空き家の紹介、移住支援員による総合的な相談支援などを充実させたことにより、市内への移住者は増加傾向にあります。引き続き、移住・定住の流れを促進するため、四季折々の自然の中で、人間らしく暮らせる環境や子育てのしやすさなど、他地域では感じるできない魅力を発信していくとともに、移住・定住の決断に不可欠な就労に対するサポートを充実させる必要があります。
- ②移住者の受入れにあたっては、地域におけるごみ出しや排雪など生活する上でのルールの指導を行っていますが、生活習慣の相違などから徹底されていない面があり、移住者の中には、地域独自の生活ルールの複雑さや日常のコミュニケーションの不足などにより、地域に馴染めないケースがあります。他地域からの移住者だけでなく外国人の移住者も増加する中、言葉や生活習慣が違って、互いがよりよく暮らしていくための共存が求められています。

施策の内容

①移住・定住の促進

- インターネットなどの活用や首都圏を中心とした移住相談会・イベントへの参加のほか、体験ツアーの開催を通じて本市の自然環境などの魅力や移住者のライフスタイルなどを積極的に発信し、移住者の拡大を図ります。
- 空き家等を利用した移住者の拡大に向けて、民間事業者等と連携しながら、空き家登録情報制度による低廉で優良な中古住宅の紹介を行うとともに、住宅取得等に対する支援の充実を図ります。
- 市内事業所やハローワークと連携した求人情報の紹介のほか、移住希望者のニーズに応じて、農業や林業、観光業などへの就業支援に取り組みます。

《関連するSDGsの目標》



②地域住民と移住者の相互共生に向けた支援

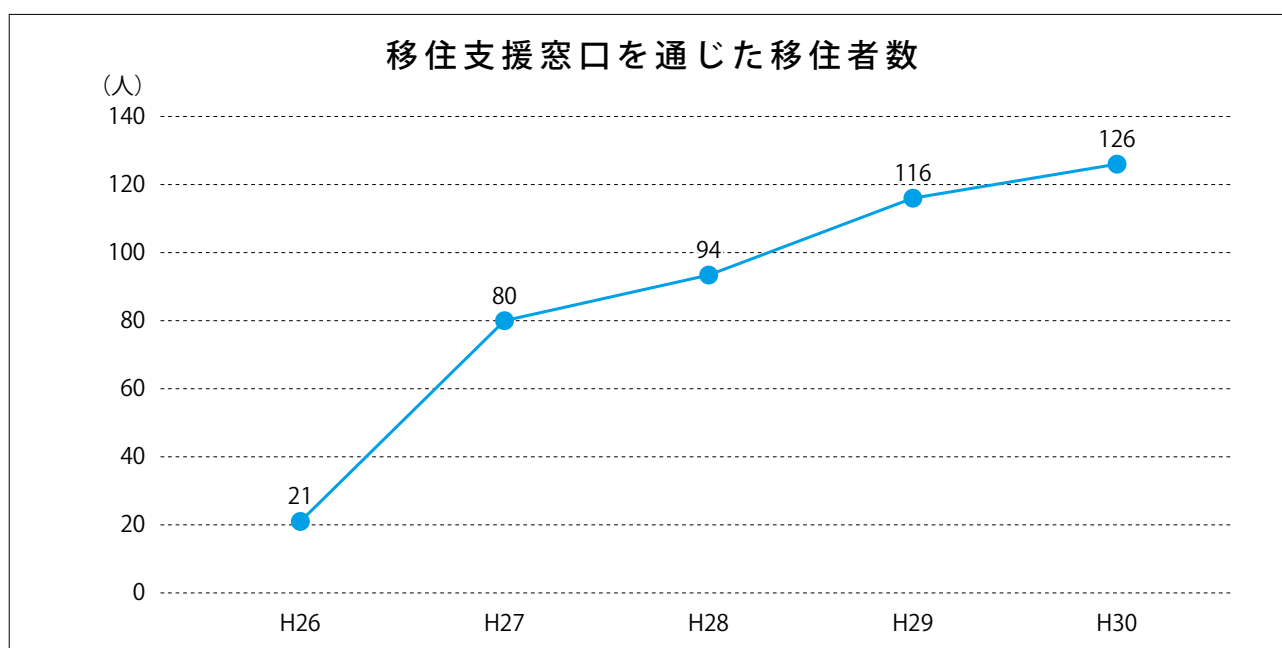
- 増加する外国人移住者を含め、移住者が地域で生活する上でのルールの理解向上のため、ガイドブックの配布などによる周知を徹底するなど、住民間のトラブルの防止・解消に努めます。
- 移住者が生活する上で困ったこと、不安に思ったことを早期に解消できるよう、移住者と地域の住民や団体などとの交流会を開催するなど、定住後のフォローの強化を図ります。

【施策の目標値(施策の内容)】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	移住・定住を目的とした空き家等の活用数	空き家登録制度に登録された空き家が利用(売却)された件数(平成21年度からの累計)	116件	300件以上
②	移住・定住後の満足度	移住・定住者を対象としたアンケート調査における回答の割合	—	75.0%以上

関連する個別計画

- 妙高市住生活マスタープラン(平成23年度～令和2年度)



基本施策4 全てが平等な地域社会づくり【人権】

主要施策1 人権意識の向上

施策の基本方針(5年後の目指す姿)

- 市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合い、誰もがあらゆる差別を受けない、いきいきと暮らせる地域社会の実現を目指します。

【施策の目標値(主要施策)】

項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
市民一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査における回答の割合	72.4%	80.0%以上

現状と課題

- ①近年、障害者差別解消法などの人権に関する新たな法律が施行される中、様々な人権啓発活動に取り組んできた結果、市民の人権意識は徐々に高まりつつあります。一方で、市民の生活様式の多様化や国際化、経済的な格差の広がりなどを背景とした新たな人権問題が発生していることに加え、市民意識の多様化により、児童や高齢者の虐待、配偶者暴力(DV)などの人権問題がさらに複雑化していることから、地域、学校、企業、行政などの様々な機会を通じた人権教育、啓発活動の一層の推進により、相互に人権と個性を尊重し合う共生社会の実現が必要となっています。
- ②平成30年度に実施したまちづくり市民意識調査の結果において、「社会通念や習慣しきたりなどから男女平等である」と感じている市民の割合は17.8%にとどまるなど、依然として男女が不平等であると感じる市民が多く存在しています。男女が平等であるとの意識を高めていくためには、男女の固定的な役割分担意識の解消やDV等に対する正しい知識の普及のための啓発活動を継続するとともに、働き方改革やワーク・ライフ・バランス、子育て・介護支援をはじめとした各種施策のより一層の推進と、総合相談体制の充実などにより、男女共同参画社会を実現していく必要があります。
- ③少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を受け、労働力不足を補うために外国人労働者を受け入れる事業所が増加しており、市内で暮らす外国人の数は、5年前と比較し、約2倍に増加しています。これに伴い地域社会の中で、文化や習慣の違い、コミュニケーション不足、地域のルールを知らないなど様々な理由から、地域住民とトラブルが発生するなど、軋轢や課題が生じています。これらを解消するため、互いの文化や習慣を理解し、グローバル化の時代にふさわしい市民意識を醸成するための啓発活動など、地域社会の中で外国人が安心して暮らせる共生の社会づくりが必要となっています。

《関連するSDGsの目標》



施策の内容

①人権尊重のための幅広い施策の推進

- 「第3次人権教育・啓発推進基本計画」のもと、インターネット上での誹謗中傷や性的少数者(LGBT等)に対する偏見、ヘイトスピーチなどの新たな人権問題への適切な対応に努めるとともに、外国人住民を含む市民一人ひとりが人権を守り、互いを尊重する差別のない明るい社会の実現に向けた人権教育、啓発活動を推進します。
- 生命を尊重し、他者を思いやる心を育むため、幼少期から青年期まで一貫した人権教育、同和教育、道徳教育の充実を図ります。

②男女共同参画の推進

- 「第3次妙高市男女共同参画計画」のもと、家庭や職場等における固定的な役割分担意識を是正するための啓発を推進するとともに、育児・介護等を取り巻く事業所や家庭の理解を深め、働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 職場や地域社会での方針決定の場への女性参画を促進するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を支援し、活力のある地域社会を維持するため、男女が共に協力し、それぞれの意思に応じた能力を発揮できる社会を形成します。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、DVについて正しく理解するための啓発に努めるとともに、被害者の状況に配慮した相談窓口機能の向上を図ります。

③多文化共生の推進

- 地域に暮らす全ての人が多様な価値観を認め、互いに支え合い、共に地域づくりを進めていく「多文化共生社会」の実現を目指し、国籍や文化の違いを超えた人権意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。
- 文化や習慣の違い、コミュニケーション不足などから生じる様々な課題に適切に対処するため、企業や地域などと連携した様々な啓発活動などを通して、地域とつながりながら安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

【施策の目標値(施策の内容)】

番号	項目	指標の説明	現況値(H30)	目標値(R6)
①	人権講演会等の参加者数	人権講演会等の参加者数	830人	1,000人以上
②	審議会等への女性登用率	審議会等への女性登用率	31.1%	40.0%以上
②	社会通念や習慣しきたりなどから男女平等であると感じる市民の割合	市民意識調査における回答の割合	17.8%	24.0%以上
③	外国人の人権は守られていると感じる市民の割合	人権に関する市民意識調査における回答の割合	19.1%	25.0%以上

関連する個別計画

- 第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画(令和2年度～令和6年度)
- 妙高市人権教育・啓発推進実施計画(令和2年度～令和6年度)
- 第3次妙高市男女共同参画計画(令和2年度～令和11年度)